

監査公表第15号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年12月27日

新城市監査委員 原 義弘
新城市監査委員 山口洋一

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
健康福祉部こども未来課各こども園
新城こども園、城北こども園、東郷東こども園、東郷中こども園、
東郷西こども園、舟着こども園、八名こども園、作手こども園

第3 監査に当たった監査委員
原義弘、山口洋一

第4 監査の期間
令和3年10月21日～令和3年12月24日

第5 監査の方法
令和3年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

健康福祉部こども未来課

【こども園】

意見

- 1 公有財産に関する調書とこども園経営案に記載の、土地及び建物の面積の数値が不一致のものが散見された、こども未来課と調整を図り、正しい数値に整理をお願いしたい。